



監査報告書の大改革が行われようとしている。金融庁は昨年7月5日、「監査基準の改訂に関する意見書」を公表し、「監査上の主要な検討事項」記載への対応を要請し、2021年3月期決算に係る財務諸表監査より適用されることになった。「監査上の主要な検討事項」とは、Key Audit Matters (KAM) と呼ばれ、15年、国際監査基準 (ISA) では導入済みであり、アメリカでも17年、米国公

監査報告書の大改革

今回、導入が決定されたところである。

さて、「監査上の主要な検討事項」とは、監査基準において「当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」と定義されている。また、「監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項について、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、監査上の主要な検討事項の内容、監査人が監査上の主要な検討事項で決定した理由及び監査における監査人の対応を監査報告書に

ており、監査に関する投資家の関心も格段に高まっていると聞く。一方でKAMでの記載が全くなく、突然に著しい業績の下方修正または経営破綻等が起これると監査の品質が厳しく問われる状況となっている。

これは、監査報告書の大改革であり、監査法人にとっても大きなビジネスチャンスであると考えられる。これまで財務諸表に添付されている監査報告書を真剣に熟読している投資家はたしていたであろうか。「適正意見」の結論ありきで、文言は紋切型、専門用語の羅列で一般投資家を始めとする読者にとっては、無味乾燥かつ難解なものであったのが率直な感想であろう。KAMの導入により、これが大きく変わろうとしている。

KAMをビジネス

チャンスに

記載しなければならない」としている。

さらにこの記載に関して、未公表の情報に触れざるを得ない場合は、監査人が当該情報の開示を会社に促し、それでも会社が情報開示を行わなければ、職業的専門家の判断において正当な注意を払って守秘義務が解除され、記載することができるとされている。

欧米での先行例を見てみると、当初は当たり障りのない表面的な横並びの記載が大部分であったが、最近では個別企業ごとに鋭く踏み込んだ記載が増えてき

本質・核心にせまるKAMを記載するためには、監査人はこれまで以上に会社と緊密なコミュニケーションを発揮する必要があり、同時に投資家等読者目線の考察も必須の課題となる。つまり、監査人のセンス・技量が問われ、試されることとなるのである。

KAMの記載により、監査報告書の意義が再評価され、監査法人、会社、投資家等三者間でのコミュニケーションが一層促進され、その結果、これまでの横並びの発想から脱却し、監査の品質向上、差別化が進むことを折念するところである。



愛知淑徳大学ビジネス学部教授
公認会計士 前田 篤

開企業会計監視委員会 (PCAOB) 基準に盛り込まれている。わが国においても、本件に関して長らく検討が行われてきており、

まえだ・あつし 監査論、会計実務。慶応義塾大学経済学部卒業。監査法人伊東会計事務所 (現PWC) 有責任監査法人などを経て現職。1995年生まれ。